

森林環境譲与税の活用に向けた基本方針  
～当面5年間（令和元年度～令和5年度）の考え方～

（七飯町）

七飯町の森林面積は、12,927ha で総面積の 60%を占めており、そのうち町有林は 998ha、町有林を除く一般民有林（私有林）は 5,827ha あります。

七飯町では、森林の有する多面的機能の持続的発揮に向けて、これまで国や道の森林整備事業を活用して森林の整備を進めてまいりましたが、木材価格の低迷や整備費コストの増加による森林所有者の経営意欲の低下、また森林所有者の不在村化や相続による世代交代などによる整備が行き届かない森林の増加が懸念されております。このため、七飯町では国から譲与される森林環境譲与税を有効に活用して、次の方針に基づき、適切な森林整備やその促進につながる取り組みを進めてまいります。

### 1. 森林整備の推進

七飯町において、「森林経営計画」を作成して所有者自らが整備を進めて森林の割合は約 76%となっており、計画的な森林整備が進められています。一部整備が行き届かない森林の所有者に対しては、「森林経営計画」への新たな参加を働きかけるとともに、森林環境譲与税を活用して民有林の整備を一層促進するものとして、循環型の健全な森林経営を図り、地球温暖化対策や山地災害の防止など森林の有する多面的機能の発揮に貢献する森林の整備を推進します。

### 2. 人材育成・担い手確保

七飯町では、北海道森林整備担い手支援センターの行う森林整備担い手対策推進事業に参加するとともに、地域の林業事業者や道立北の森づくり専門学院（令和2年4月開校）など関係機関・団体と連携を図りながら、既存の林業就業者に対する支援や新規就業者の確保等林業就業者の安定確保に向けた取り組みや森林作業の安全対策などの支援を進めてまいります。

### 3. 木材利用の促進

七飯町では、森林資源の有効利用等を目指すため、渡島・檜山管内全域で取り組みを行っているはこだて森林認証協議会に加入して「緑の循環認証会議（SGEC）」の認証を取得し、木材利用の促進を進めています。また、公共施設へ間伐材を使った製品を設置し、木材利用の促進を進めてまいります。

### 4. 普及啓発

七飯町では、地球温暖化防止・温室効果ガスの吸収など森林の果たす公益的役割や森林整備の必要性などについて、町民はもとより森林環境税の納税者の理解の促進を図るため木育事業等を支援し、普及啓発を図ってまいります。